

# 総務委員会規定

## (総則)

第1条 社団法人日本クレー射撃協会(以下本会という)定款第40条及び定款の施行についての細則(以下定款細則という)第6項第1号、第7項第1号に基づき設置された総務委員会に関することを定める。

## (業務)

第2条 総務委員会は下記の業務を行う。

- (1) 本会各委員会の統括並びに役員の業務分担に関する事項
- (2) 総会、理事会等の開催に関する事項
- (3) 専門委員会に属さない会議に関する事項
- (4) 加盟地方協会に関する事項のうち、専門委員会に属さない事項
- (5) 本会会計に関する事項
- (6) 事務局に関する事項
- (7) その他、総務に関する事項

## (委員)

第3条 総務委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長	1名
副委員長	若干名
委員	若干名

第4条 委員長、副委員長及び委員は、本会定款細則第6項第2号及び第3号に基づき選任される。

第5条 委員長は、委員会を代表し、総務に関する会務を掌理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (委員会)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員会は、委員会の目的を達成するための事業、業務について決議する。
3. 委員会は、毎年度1回以上開催されるものとする。

- 4 . 本会会長、副会長は委員会に出席して意見を述べるができる。
- 5 . 委員長が必要と認めたときは、委員会に事務局長の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 . 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

( 規定の変更 )

第7条 この規定は委員総数の2分の1以上が出席する委員会の3分の2以上の同意を得て変更案を理事会に上程し、また、理事会の承認を経て変更することができる。

( 付 則 )

- 1 . 本規定は、昭和47年1月22日より施行する。
- 2 . 平成4年10月1日改定